

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 平成30年7月10日(火曜日)

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時52分 散会

付託事件

- (1) 平成29年請願第1号, 平成29年請願第3号
- (2) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 請願審査

- ① 平成29年請願第1号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出を求める請願
- ② 平成29年請願第3号 国の責任で「若い人も高齢者も安心できる」年金制度を求める請願

(2) 報告事項

- ① 市有車の交通事故について (生活福祉課)
- ② 水戸市運動部活動の活動方針の策定について (総合教育研究所)

(3) その他

2 出席委員(6名)

委員長	高 倉 富 士 男 君	副委員長	綿 引 健 君
委員	田 中 真 己 君	委員	小 泉 康 二 君
委員	木 本 信 太 郎 君	委員	袴 塚 孝 雄 君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	秋 葉 宗 志 君		
保健福祉部長 兼福祉事務 所 長	大 曾 根 明 子 君	福祉事務所 参事兼 福祉総務課長	小 山 忠 君
福祉事務所 参事兼 子ども課長	柴 崎 佳 子 君	保健福祉部 参事兼 国保年金課長	川 津 英 臣 君
生活福祉課長	櫻 井 学 君	障害福祉課長	平 澤 健 一 君
高齢福祉課長	野 口 奈 津 子 君	介護保険課長	荻 沼 学 君
保健センター 所 長	小 林 か お り 君	保健所準備 課 長	小 林 秀 一 郎 君

消 防 長	根 本 一 夫 君	消 防 次 長	石 川 隆 君
消 防 次 長 兼 北 消 防 署 長	小 泉 直 紀 君	消 防 本 部 参 事	鈴 木 豊 君
消 防 本 部 参 事	小 川 喜 実 君	南 消 防 署 長	大 越 唯 行 君
消 防 総 務 課 長	勝 村 俊 則 君	火 災 予 防 課 長	大 内 康 弘 君
消 防 救 助 課 長	箕 輪 重 美 君	救 急 課 長	石 田 宏 一 君
教 育 長	本 多 清 峰 君	教 育 部 長	増 子 孝 伸 君
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 参 事	川 俣 智 君	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 参 事 兼 教 育 企 画 課 長	三 宅 修 君
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 参 事 兼 幼 児 教 育 課 長	鈴 木 功 君	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 参 事 兼 内 原 中 央 公 民 館 長	五 上 義 隆 君
総 合 教 育 研 究 所 長	萩 谷 孝 男 君	学 校 管 理 課 長	鎮 目 英 俊 君
学 校 保 健 給 食 課 長	大 和 敦 子 君	学 校 施 設 課 長	埴 敏 之 君
生 涯 学 習 課 長	大 澤 秀 樹 君	歴 史 文 化 財 課 長	白 石 嘉 亮 君
中 央 図 書 館 長	松 本 崇 君	総 合 教 育 研 究 所 副 所 長	小 川 佐 栄 子 君

6 事務局職員出席者

書 記	嘉 成 将 大 君	書 記	矢 吹 友 鏡 君
-----	-----------	-----	-----------

午前10時 1分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

この際、御報告いたします。本日カメラ等の撮影の申し込みがあり、これを許可いたしましたので、御了承願います。

議事に入ります前に、この際、特に執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

秋葉副市長。

○秋葉副市長 委員会冒頭の貴重なお時間をいただきまして、まことに申しわけございません。

まず、私からおわびを申し上げたいと思います。

去る、6月28日付のファクスで委員の皆様へ御送付を申し上げました生活保護費の不正支出に伴いまして、生活福祉課の元職員2名を懲戒免職、または上司等の処分を行ったものでございます。この件につきまして、未然に防ぐことができなかったことにつきまして、このような結果を招き、本当に申しわけなく思っております。深くおわびを申し上げます。申しわけありませんでした。

再発防止に向けまして、適正な事務手続ということで徹底を図って取り組んでいるところでありますけれども、今後、私を中心に生活福祉課、福祉部門、そして管理部門も入れまして、予算執行、事務の執行、組織体制について改めて早急に見直しを図りまして、改善に努めてまいりたいと思っております。今後とも、こういうことが二度と起きないように頑張ってまいりますので、お許しをいただきたいと思っております。大変申しわけありませんでした。

○高倉委員長 それでは、これより議事に入ります。

初めに、請願審査を行います。

当委員会に付託され、継続審査となっております平成29年請願第1号及び平成29年請願第3号につきましては、いずれも本日のところは継続審査といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で、請願審査を終了いたします。

次に、報告事項の説明を行います。

初めに、市有車の交通事故について、執行部から説明を願います。

櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 市有車の交通事故につきまして、生活福祉課提出の資料により御説明いたします。

1、事故の種別は市有車の衝突事故でございます。

2、事故の発生日時及び場所は、平成30年6月22日金曜日、午後2時51分ごろ、水戸市北見町2地先において発生いたしました。

3、事故の当事者でございますが、水戸市側は_____が運転しておりました。相手方は_____が運転する車両に_____が同乗しておりました。

4、事故の発生原因及びその状況につきましては、裏面をごらんいただきたいと思っております。

下段の図面でございます。

生活福祉課職員_____は、ほかの市職員1名を同乗させた上で市有車を運転しておりました。水戸市役所三の丸臨時庁舎駐車場を出て、气象台交差点方面へ右折しようとした際、道路右側から直進してきた相手方車両の左側面に市有車の前面を接触させました。

表面に戻っていただきたいと思います。

5、傷害及び損傷の程度等につきましては、人身関係は相手方の_____及び_____, 両名とも頸椎打撲ということでございます。なお、市側の人身関係はございませんでした。物損関係は、相手方が左側面の損傷、市側が前面の損傷でございました。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言をお願いします。

袴塚委員。

○袴塚委員 ちょっと書類のつくり方なんだけれども、水戸市の職員が相手方の直進してくる車の側面にぶつかったんだよね。そうすると、あくまでも相手方というのは割合が違うのかもわからないけれども、ここで呼び捨てにすることがどうなのかと、僕は思うんだけど。迷惑かけた割合で5分5分とか、相手にぶつけられたというんだったらそれはそれでいいんだけど、やっぱりここで言うとするれば、相手方というのは被害を受けた、僕が相手方だったらふざけるなど言いたいぐらいなので、ここでの発表が、さんとか様とかと言うことが私はベターなんではないかと思うんですけど、行政用語でどうなんでしょうか。

○高倉委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 大変申しわけございませんでした。以後気をつけて、今おっしゃられたような言い方で訂正させていただきたいと思います。申しわけございません。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 それはそれでいいんですが、例えばこういう場合はさんづけも君づけもしないんだという行政用語の使い方があってあれば僕はあえて言わないんだけど、それと、それから今、係争中で、例えば5分5分とか向こうが悪いのに文句を言っているとか、そういう場合ならばまた別なのかなと思うんだけど、右折しようと思って車の間から出てきました。直進する車の側面にぶつけちゃいましたということになると、相手方してみればぶつけられたということなのかな。委員会だからこれでいいんですけど、これが表に出ていったときに呼び捨てという形が果たして適切かどうかということになると、ちょっと私は違和感を感じたんで申し上げさせていただきました。皆さんがやっていることが間違いじゃなければそのままいいですから。あえて直す必要はありません。意見だけちょっと申し上げます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

小泉委員。

○小泉委員 私も袴塚委員と同じ部分が気になったんですけど、それ以外で特に問題視するというわけではないんですけど、この状況はこの説明でわかったんですけど、過失の名称、例えば一時不停止だったとか前方不注意だとかいろいろ用語はあると思うんですけど、今回の事故に関しては何がそれに当てはまるのか、そういった名称は何になりますか。

○高倉委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 申しわけございません、ちょっとそこまで調べておりませんでしたので、早急にお調べして後ほど回答したいと思います。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 この状況は説明でわかる場所なんですけれども、やはり今後再発防止に向けても、一時不停止で事故になったのか、前方不注意で事故が起きたのか、もしかするとその割合が著しく多いものもあるかもしれませんので、そういったものがあればこういう説明書きでもいただきながら、日ごろから気をつけていると思うんですけれども、より気をつけていただく、注意喚起するのにも、前方を確認しようとか、発車のときには気をつけようとか、これが車同士の事故で大事故にならなかったからよかったですけれども、例えば歩行中の子どもたちですとか、ここも通学路になっていますから、そういったところも危険なところがありますから、より注意喚起をしていただきたいなとも思います。

あとは、先ほどの冒頭の副市長の説明でもありましたけれども、どうしても何か生活福祉課周辺が続いてこういったことが起きるといのは、やっぱり見方によっては市民からもいろいろ指摘をいただくことが出てくるかもしれないので、全庁的な話にはなりますけれども、より緊張感を持って再発防止に向けて取り組んでいただければと思いますので、以上、意見でございます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、水戸市運動部活動の活動方針の策定について、執行部から説明を願います。

小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 それでは、水戸市運動部活動の活動方針の策定について、総合教育研究所提出の資料により御説明いたします。

まず初めに、1、策定の趣旨でございます。

運動部活動は、学校教育の一環として、心身ともに健全な育成を図るための意義ある活動として実施されております。しかし、教職員の働き方改革が社会問題となり、その主たる要因が部活動指導に係る時間となっていると指摘されており、また、過度な活動が生徒の健康やバランスのとれた生活、成長に影響を与えていることも問題とされています。また、今年3月に策定された国のガイドラインによれば、県の方針をもとに市町村が活動方針を策定し、さらにこれらの方針をもとに各学校が活動方針を定めることとされておりますことから、本方針を策定するものでございます。

次に、2、水戸市運動部活動の活動方針（概要）につきましては、まず(1)として、学校教育の一環としての運動部活動の意義について規定しております。

次に、(2)適切な運動部活動の運営のための体制整備につきましては、校長は、学校の運動部活動に係る活動方針を策定し、各部の活動計画とともにホームページにより公表することとしております。

(3)合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組につきましては、過度の練習時間の弊害の理解と科学的見地等からの正しい知識の習得による適切な指導を実施することとしております。

続きまして、(4)適切な活動時間・休養日等の設定につきましては、2ページの資料1、2より御説明をさせていただきます。

2ページ、資料1をごらんください。

こちらには、主な内容について国、県と水戸市との比較を記載しております。

まず、ア、活動時間でございますが、1日の活動時間につきましては、国、県と同じく平日は2時間程度、休業日は3時間程度とするとともに、朝の活動につきましては、県の運営方針にのっとり原則として行わないことといたします。ただし、総合体育大会や新人体育大会の1カ月前からは活動できることといたします。

次に、イ、休養日につきましては、国、県と同様に学期中は週当たり2日以上、平日は少なくとも1日、週末はいずれか1日以上とし、週末に大会等で両日活動した場合には休養日をほかの日に振りかえるものとしていたします。

次に、ウ、完全休養期間につきましては、国、県の方針では長期休業中にはある程度長期の休養期間、オフシーズンを設けるとされております。本市におきましては、夏季休業中の8月13日から15日、冬季休業中の12月29日から1月3日を完全休養期間としますとともに、定期試験前につきましても各学校の実態に応じて設定してまいります。

次に、エ、冬季活動期間につきましては、国、県には記載はございませんが、本市では11月から1月までの3カ月間を冬季活動期間とし、短時間で効率的な活動ができるよう学校全体で工夫した取り組みを行うことといたします。

オ、部活動優先日も本市独自の取り組みでございます。この取り組みの背景として、学校は放課後には部活動以外にもさまざまな活動があり、それらを終えてから生徒が集まってくる状況もございます。そのため、チームプレーやフォーメーションの練習などに要する時間を十分にとりにくいという実態がございますことから、週に1日は部活動以外の活動を調整し、生徒が一斉に部活動を開始し、部員全員で活動する時間を十分にとる日を部活動優先日として設けるものでございます。

次に、2、各学校の活動方針策定についてにつきましては、国、県の通知により本市の活動方針にのっとり、毎年度校長が定めることとされております。この後、各学校においてそれぞれの学校の活動方針を策定してまいります。策定に当たっては、生徒や保護者の意見を十分に聞きながら進めるよう指導してまいります。

3、水戸市運動部活動在り方検討会委員でございますが、こちらは、この活動方針の作成に当たり設置いたしました在り方検討会の委員構成でございます。本方針につきましては、これらさまざまな立場の委員の皆様から御意見をいただきますとともに、学校長会からの意見聴取を行いながら策定したものでございます。それでは、資料1ページにお戻り願います。

2、(5)では、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備について規定しております。

(6)学校単位で参加する大会等の見直しにつきましては、総合体育大会、新人体育大会を含め、1カ月当たり1大会を目安とするものでございます。

次に、3、期待される効果として3つ記載してございます。

1つ目として、生徒がバランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活を送ることができること。2つ目として、教職員の負担軽減。3つ目として、合理的で、かつ効率的、効果的な活動につながり、部活動の教育

的価値を高めることができることとございます。

最後に、4、活動方針策定までの流れでございますが、この後、PTA連絡協議会において概要説明を行い、7月から8月にかけて各学校において、生徒や保護者、教職員と十分な協議を行いながら活動方針を策定してまいります。その後、運用を開始してまいります。

なお、3ページから4ページは国のガイドライン及び県の運営方針の概要となっておりますので、後ほどお目通し願います。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言を願います。

田中委員。

○田中委員 運動部活動については、注目されている問題でありますので、水戸市の方針がどうなるかというのは保護者、生徒も含めて非常に関心の高いものなのではないかなと思っております。

幾つか質問させていただきますが、まず、活動時間の今後の設定のことが4番に書かれておりますが、平日は2時間程度ということですが、放課後の部活動について言うと、水戸市の中学校でどうなっているかというのは私も見てみると、大体4時15分から、5月、6月、7月、今の時期は6時半ぐらいまでということで大抵2時間15分ぐらいなんですよね。その時期が一番長くて、あとは6パターンぐらいあって、冬、一番短いのは12月ですか、もう4時40分には帰りなさいということなので、30分やるかやらないかという感じなんです。ですから、この2時間程度というのは実質、何といいますか、今の活動、放課後の時間的には変更がそんなに影響がないのかなというふうに受けとめているんですけども、その辺はどうかかなというふうに思っています。下校時間というのは、日没に合わせて安全に下校するよというような意味合いで、多分冬は早くしているのかなと思うんですけども、そういうことは、特に運用上変わりはないと思っていいるのかなというのをまず聞きたいと思います。

○高倉委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

ただいま委員さんからお話ありましたように、日没の影響で帰る時間というのは時期によっては異なっております。実際、水戸市の部活動の現状なんですけれども、通常は時期1日2時間としている学校が8校、1日3時間という学校が7校ございます。こちらもそれぞれ大会が近づいてきた場合とかそういった状況によって多少の変更が出ている状況もございますけれども、今回の活動方針の運用に当たりまして、そういった場合であっても1日2時間というところを基本として運用してまいりたいと考えております。

また、その際に、日没に合わせた下校時間というものは、当然これまで同様に2時間に縛られるものではなく、早い時間での下校というものも実施してまいります。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうしますと、目に見える一番の変化というのは朝練習なのかなと私は思っているんですけども、原則として朝の活動を行わないということになってはいるんですけども、総合体育大会とか新人体育大会の1カ月前からは認めますよということになってはいるんですが、そうすると6月とか秋口はいいよというふう

なっているのかなと思うんですけども、朝練習もある学校では朝7時に集合して、7時10分から45分ぐらいまでやって、朝の会は8時20分というふうになっていて、大体30分から40分、やってもそれぐらいだそうですけれども、1カ月前から活動を認めるという場合に、やっぱり夕方2時間では足りないよとか、朝もっと早くとかということももしかして学校によってはあり得る、つまり朝練習の時間を別に何時から何時と市が示しているわけでもないというふうに考えればいいんでしょうか。その辺はどのようなふうに捉えていらっしゃるかをお聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

朝の活動の時間につきましては、現在も多く为学校が30分間程度実施しております。そのことから、今後の方針につきましても、この一定期間につきましては30分間を目安として実施してまいりたいと考えております。また、この30分につきましては、1日2時間という、そこには含めない形で、上乘せという形で考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 保護者、生徒に聞いたある学校でのアンケートでは、朝練をずっとやめてもいいんじゃないかという意見だとか、やっぱりやってほしいという意見だとか、あるいは市全体で統一してほしいという声だとか、さまざま出ているようなんです。ですから、今後、例えば同じ学校でもある部ではもうやらないよと、ある部ではやるよというような、要するに保護者とか生徒の意見を聞くというお話がありましたけれども、それぞれの部で顧問の先生や保護者、生徒などが相談の上決定していくというふうなことになるんでしょうか。部活の部員の数だとか活動環境もまちまちなので何か一律に決めるというのもそぐわないかもしれないんですけども、水戸市としては各学校に対して、そして決め方についてはどのようなふうに指導していこうというお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今後、それぞれの学校が活動方針を策定していくに当たりましては、十分に学校の実情が、ただいま委員さんからお話ありましたとおり、やはり部員の数であったり学校の規模であったり、状況が異なっておりますので、それぞれの学校において保護者や生徒、そしてまた教職員の意見を十分に聞いていただきながら、市の方針にのっとった上で、それぞれの学校の方針というものをつくっていただきたいと思いますというふうに指導してまいります。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 大会などでいい成績をおさめたい、うまくなりたいたいという気持ちもちろん子どもたちもあるし、それを応援する親の気持ちもぜひ上位まで頑張ってもらいたいという熱意があるわけで、そうなる例えば一律にもうやりませんよというようなことが先行すると、納得がいかない、いろんなそういうトラブルになる可能性だって私はあると思っております。ですので、そういう丁寧な合意形成の取り組みをやはりやって

くというのが大事なんじゃないかなと思いますので、そういった点、10月から運用開始ということのようですけれども、この間非常に丁寧な対応を求めているかなと思います。

○高倉委員長 ほかにございますか。

木本委員。

○木本委員 このたび、改めて部活動の方針が固まったということで、恐らく先生方によって、これに対して前向きな先生もいれば、もっとやりたいという先生も、いろいろ意見あると思うんですが、とは言ってもこういうふうにやっていくということは決まったので、ぜひそれはそれで進めていくべきだと思うんですが、1点ちょっと気になるのが、今回水戸市で、これとあわせてかどうかはあれとして、外部の先生も入れるわけじゃないですか。その先生方は専門性が高いということで、今回水戸市はこういうふうに決めましたね、活動方針。これ、そもそも先生自体がこのルールにのっとってやるんですけれども、教える先生はいわゆる働き方改革で時間がある程度決められて、それにのっとってやるから先生にとっては非常にいいと思うんですけれども、ただ、そもそもこれをやるからといって先生方がより専門性を高めるとか、何かしらこれにのっとった内容の充実というんですか、各部活に対して。ただ単にこれは先生方に対する負担軽減のみなのか、それともこういったルールを定めた上でより内容の充実も含まれるのかということをお伺いしたいんですけれども。

○高倉委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

活動時間を短縮して、その中でより密度の高い練習をしていこうというふうに取り組んでまいりますけれども、今年度笠原中学校が県の運動部活動適正化モデル事業のモデル校として、高い専門性を有する大学教授をスーパーバイザーとして迎えまして、科学的な練習や短時間で効率的な部活動運営について実践研究を行っております。ですので、今後そういった先進的な取り組みの成果を市内全体に発信していきますとともに、そういったことにより教員の指導力向上にも努めてまいりたいと考えております。

また、今後各競技団体がそれぞれの競技に合った適切な練習法というものをそれぞれつくっていく予定と聞いております。そういったものも積極的に活用しながら効果的な取り組みを短時間の中で実施していきたいと考えております。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 そうですね、ぜひそうお願いしたいと思います。

多くの先生がいますので、もしかしたら得意、不得意を関係なくそれになってしまう先生も恐らくいらっしゃるでしょうから、そこに対して時間が短くなった分それが下がるということではなくて、より生産性をどう上げていくか、効率をどう上げていくかということが個々の生徒に対する大事な部分なのかなと思いますので、そこはこれからやるというんですから、ぜひそれに御期待を申し上げたいと思います。

私は以上です。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 前回に引き続いての話だと思うんですけれども、策定の文言を見させていただいて、国の方針に従って県及び市も今、定めていっているところだと思うんですけれども、ちょっと正直、一抹の不

安も抱えるようなところがあるんです。というのが何かというと、まず、在り方検討委員会の委員を見させていただいても、要は専門性という部分ではスポーツ科学専攻の大学教授ですとか現場の部活動顧問の方とかに入っていると思うんですけども、何か見た感じ、頭のいい人ばかりで実際に現場で部活動を一生懸命指導している、また情熱を持ってやっている先生方の意見というのがどれだけ反映されるかというところがちょっと不安だなとも思っております。

朝の部活動に関しても30分程度と定めていくとか、そういう枠組みばかりをがちがち決めてしまって、実際効率性と言うけれども、どれほど専門性を持った指導が行えるのかと、また、先ほど木本委員からありましたように、顧問の先生によっても自分自身が経験した種目以外の部を担当している顧問の方って多分多くいらっしゃると思うんです。そのような中で、専門性と言ってもどれほど理想と現実が追いついてくるのかというところがあるので、やっぱりまず検討委員会の委員ももっともっと現場の声が反映されるような構成にしてもいいんじゃないかなとも思います。

また、スキームづくりの段階で先の話をしてあれなんですけれども、やっぱり学習においては学校だけで足りなければ塾に通うとか、例えば運動に関しては部活動じゃなくてクラブチームのほうで競技を行っていく、修練をしていくという子が以前も多かったと思います。これからも何か拍車をかけていくようなことになるんじゃないかなと思うんですけども。

あとは、クラブチームに入ることを制限するだ何だというのは別に、もちろん言えるところじゃないと思うので、ないとは思うんですけども、例えば水戸の学校に行ったらどうせ試合で勝てないから部活動入らないよ、じゃ、クラブチーム入るよという子が多く出てくると思うんです。例えば僕がやっていた競技はサッカーですけども、今クラブチームが多くなってきて、部活に通わずクラブチームに所属している子が多くなって、そうすると同じ学校にはサッカー競技している子はたくさんいるけれども部活動に入らないで、入っている子たちは11人に足りなくて試合にも出られないみたいな。そしたら皆して何やろうかなの話になってくる。という、やっぱり部活動の存在価値というのが変わってきちゃうと思うんです。

やっぱり鍛錬を積んで心身を育てていくところがあると思うので、そういった部分で余りスキームを、例えば——ごめんなさい、質問になっていないからあれなんですけれども——朝の活動に関して、国でも決めていないのに県が定めたからというものもあるんでしょうけれども、市において県にのっとってこれは制限を設けるような形なんですか。

○高倉委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

水戸市の方針につきましては、この県の運営方針が通知されておりますことから、原則としてこの県の運営方針で示す活動指揮下にのっとって制定すべきであると考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 県がそういうふうにやっていて、県庁所在地の水戸市がそれにのっとってやらないというわけにはいかないから、このウ、エ、オの完全休養とか冬季活動期間等々に関しては水戸なりの工夫なのかなというふうにも受け取れはするんですけども、例えばこの総体と新人体育大会、先ほどあったように5月、

6月ぐらいからの話なんでしょうけれども、例えばそれ以外に学校行事の中で言ったらば、先ほどあったように部活動を優先できない行事もあると思うんです。例えば試験期間とかというのがはまってきたときに、放課後の活動はできないけれども、例えば朝30分、もしくは学校によっては1時間だけでも部活動を行おうというような、それは一つの工夫だと思うんです。そういったのを、朝は原則全くやらないよ、新人戦と総体のときだけだよというのは、何かちょっとある意味ミスマッチしているような気もするんですけども、その辺はどういった考えになりますか。

○高倉委員長 萩谷総合教育研究所長。

○萩谷総合教育研究所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

例えば定期テスト前に学校では3日、あるいは2日、テスト期間ということで部活動をしないで勉強をするという期間を設けております。その際は、朝の練習も含めて部活動はやらないでテスト勉強ということになっております。また、今後各学校で活動方針を策定するに当たりましては、総体の期間や新人戦の期間がございますので、テストの時期を考慮しながらそういう期間を定めていくように指導してまいりたいと思います。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 それ以外には、その大会に関しては月1回程度でしたか、ありましたよね。

〔「2番の(6)です」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員 そうですね、ごめんなさい。

1ページの2の(6)の1カ月当たり1大会を目安とするという部分も、競技によってはどうしても続く部分とか、あとは引退するまでどうしても過密で入ってくる大会とか、あとは冬季の大会とか夏季の大会とかというのもあると思うんですけども、ここもやっぱり大会が子どもたちに負担になるという考えになるんですか。

○高倉委員長 萩谷総合教育研究所長。

○萩谷総合教育研究所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

大会を目標にして取り組んでいる子どもたちはたくさんおります。大会数を月1回程度を目安とすると定めましたが、総合体育大会においては市の大会から全国の大会まで予選を勝ち抜きますと5回の大会になります。新人戦については県大会までなので3回までなんですけれども、そういう予選を兼ねる大会につきましては、やっぱり子どもたちが頑張った結果上位の大会に行けるわけですので、1回の大会とカウントするように学校を指導したいと思っております。

それから、月1回程度を目安とするということですが、競技によっては夏に大会がたくさんある競技もあると思います。そういう場合は年間を通して12回程度ということで指導してまいりたいと考えております。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 そうしますと、例えば、これは運動部だけなんですって。運動部以外の吹奏楽部とかは入らないんですって、入らないんですね。

運動部で、年12回というんだったらば、1カ月1回じゃなくても年12回と言ったほうがいいような気もするんですけども、そのアバウトぐあいはどうなんですか。というのは、要は私の経験で言うと、総体で、競技はサッカーだったんですけども、地区大会で優勝して中央地区で優勝して県で3位になって、その後選抜大会があって最終的に高円宮杯まで出られたんです、中3のときに。それですごい過密の中で全部スライドしていったんですけども、今思うとそれが本当の集大成で、中学校3年間の中の集大成がそこだったんです。

要はそこまで行って資格があるのに大会に出られないよとはならないと思うんですけども、余りこの文言で縛り過ぎちゃうのはどうかなと思うんで、やっぱり今の、例えば(6)に関しても1カ月当たり1大会を目安とするになっているけれども、要は外しじゃないけれども、年12回程度というのがあるとかその辺もちゃんと説明しておかないと、顧問の方が何か視野の狭い方だった場合に、それにのっとってとなってしまうのも怖いので、やっぱりその辺はきちんと説明を、周知もそうでしょうし教員にも周知していく必要があると思うんです。

すみません、話が戻りますけれども、在り方検討委員会に関しては、僕の理想としては、本当に競技で中学校部活動を経験して、その後プロ選手になったとか一流の成績を残したとかいう方もぜひ入れていただいて、その方々が振りかえって中学校のときどうだったのか、例えば今のカリキュラムの時間で自分がそれなりの成績を残すことができたのかも含めて、やっぱりそういったところは技術の専門性もそうなんですけれども、スキームづくりのところに専門的な意見も入れていただきたいと思いますので、あとは特化した指導要領の効率化を求めて、より水戸オリジナルの何かノウハウを蓄積できるような、また学べるような機会をどんどん設けていただきたいと思うので、僕からは以上なんですけれども。

○高倉委員長 萩谷総合教育研究所長。

○萩谷総合教育研究所長 ただいまの在り方検討委員会の委員についての御質問にお答えしたいと思います。

エキスパートの方の意見をもっと取り入れるべきという御意見だと思うんですけども、今回のメンバーの中にもスポーツ科学を専門とする大学教授の方や、保健体育科の指導主事に入っていたこと、それから各学校の各運動部活動等の顧問に呼びかけまして、こういう在り方検討委員を募集しますのでぜひ応募してくださいという公募をかけて応募をしてくれた先生にメンバーに入っていて、検討をさせていただきました。

以上です。

すみません、追加ですけども、大学教授のスポーツ科学専門の先生は、元サントリーの実業団バレーボールの選手をしていた方です。

以上です。

〔「だから何だよ」と呼ぶ者あり〕

○萩谷総合教育研究所長 アスリートの経験のある方ということでした。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 いや、話だからそれはそれでいいのかもわからないけれども、元サントリーのすばらしい人が例えば科学的にやるからそれはすばらしいんだという考え方自体が、余りにも形にとらわれ過ぎているん

じゃないですか。プロにしても何にしても優秀な人ってやっぱり時間をかけて練習しているんです。今回運動部の部活動ということなんでしょうけれども、運動部だけだよ。運動部活動の活動方針の策定でしょう。運動部だけじゃないのですか、全部なのですか。

○高倉委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 こちらの運動部活動の活動方針につきましては、吹奏楽部などの文化部活動につきましてもその特性を踏まえつつ、この活動方針に準じた取り扱いをすることとしております。なお、文化部活動につきましては、今年度文化庁におきまして、文化部活動のあり方に関するガイドラインを策定するという予定ですので、それをもちましてまた改めて策定してまいりたいと考えております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、吹奏楽部の部活動というのは3時間やるか4時間やるかわからないということだよ、要は。

逆に言うと、運動部は2時間だよ、ほかは今から検討するんだよということになると、部活動に対して基本的な考え方がまとまっていないんじゃないのですか。だって、部活動というのは、例えばコーラス部もあれば吹奏楽部もあるし、いろんな部があるじゃないですか、運動も含めて。これを水戸市でどうするんだという考え方が基本的にないと、なぜ運動部は2時間なんですか、朝練だめなんですかということについての疑問というのはないのですか。

○高倉委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどの説明が不足していたようで申しわけありません。

吹奏楽部などの文化部活動につきましても、当面この運動部活動の活動方針に準じて取り扱いますので、同じ1日2時間程度、朝練なしというところについては同様でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、それはもう決定事項なのですか。というのは、さっき言ったのは、何か違うこと言ったよね。何か上のほうで今検討中だから、それを参考にやるんだよという話をしたよね。そこで違うことになっても、水戸市はもう2時間、朝練なしということが運動部に限らず部活動の基本的な考え方ですよということなの。

○高倉委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

国や県の方針によりましても、この文化部活動の取り扱いというのは、先ほど来御説明しておりますように、現在の運動部活動のガイドラインに沿ったものに準じて行うこととされているものでございます。ただし、今年度文化庁において文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラインというものを策定するということですので、当面今の運動部活動の方針にのっとって実施してまいりますけれども、文化庁のガイドラインが策定された際に、改めてその内容について検討してまいりたいと考えております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、ガイドラインが出れば変わることもあるよ。しかし、運動部だけはこれだよと

いうことだよね。

運動部に関して顧問の先生のやる気のなさ、もしくはやりたくない、こういったことを僕は感じるんです。皆さんはどう感じているかわからないけれども。これは働き方改革の一環の被害だというふうに僕は思っている。要は、運動部の時間を制限するというのはいくつの目安としてはいいのかもわからない。しかし、これを守らなかった運動部というのはペナルティーか何かあるんですか。

例えば総体があります、どうしても勝ちたい、これは負けたくない、こういう思いがありますよね、どこの運動部だって。そうすると、それについては、例えば、うちは2時間以上やったとか、成果を上げるというのは僕はある程度そういうことだと思えます。そのすばらしい先生がついて科学的な練習ができる学校というのは、笠原中はこの間やったけれども、ほかはやっていないですよ。そういう先生がどこの学校にもついているなら話は別なんだけれども、そういう先生がいない、そうするとそこにギャップが生まれる。ギャップが生まれて何としても勝ちたいということになれば、生徒も勝ちたいんですから。先生が勝ちたい以上に生徒が勝ちたい、何とか優勝したい、そういう思いで、皆負けてもいいやとって練習している生徒って僕はいないと思う。

そうすると、そういうふうなことの中で、これを例えば2時間、朝練なしという決まりを守らなかったという学校が出てきたときには、これはどんなふうになるんですか。

○高倉委員長 萩谷総合教育研究所長。

○萩谷総合教育研究所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

守れない学校に対してペナルティーをというお話だったと思うんですが、学校に対して守れるように指導をしてまいります。ペナルティーをするということは考えてはおりません。

以上です。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ペナルティーを課せと言っているわけじゃないよ。

守れる学校と守れない学校があったときには——優勝とか準優勝とか、勝ち進んだところに生徒というのは達成感を持っているわけだ。これが部活のよきなんだ。その達成感によって、例えば学力向上につながったり人間形成にもつながるわけだ。そういう目的を持って部活動ってやっているんだと思うんだ。

例えば、サッカーをやっているときにサッカーが強くなるだけじゃないと思うんだ。やっぱりそのサッカーが強くなった、県大会で優勝した、地区大会で優勝した、中央地区大会で優勝した、3位になった、こういう達成感が子どもたちの精神的な大きさをつくって、そして、ひいては学力向上とか自分のやる気とか、頑張ればできるんだという、そういう将来の自信にもつながっている、そこがやっぱり運動のよさだと思うんです。それは勉強でもそうだよ。だけれども、運動による達成感というのは、生徒の個人の勉強はだめなんだけれども運動は頑張れるんだ、だから運動を頑張ったことによって俺は3年間やったよと、こういう達成感によって将来いろんなことに頑張れる、こういうことにもつながるんだと思うんだけれども、この辺について、やっぱりある程度時間を規制するというだけではなくて、先ほど来から言っている、いろんな先生がついて効率的なことをやるんだと言うけれども、効率的な運動をどこも目指しているんだと思うんだ。

だから、プロ野球にしても皆、セ・リーグだと広島が1位なのかな、巨人が5位ぐらい。巨人だってあれ

だけの選手を集めて5位になろうと思ってやっているわけじゃないと思うんです。そこがやっぱり運動のすばらしさで、やっぱり努力した人が報われる。この努力の時間をある程度制限してしまうということになると、やっぱり一つはちょっと学校としてどうなのかなという気がしないでもない。それは皆さん方が決めてやるんだということだからそれはそれでおやりになったほうがいいと思いますけれども、しかし、運動というのは先生方が紙の上で考えているようなことではないし、生徒のやる気というのは、時間を制限したからすばらしい成果が上がるということでもないし、やっぱり個人のやる気、個人の思い、こういうものをどうやって教育現場の中で伸ばしていくかということに力点を置かないと、何か今の話だと朝練はやらないよ、そして2時間しか練習しないよ、そしてコーディネーターを使ってすばらしい科学的なトレーニングすれば大丈夫なんだというふうな捉え方のように思うんだけど、実際には運動というのはそうじゃなくて、やっぱり地道な努力をして、そしてある程度時間をかけて体感する、自分の体で覚える、このことが私は一番大事なのかなと思うんで、果たしてこれで水戸のスポーツが向上できるのかどうかというのは非常に微妙なのかなと。

それと、もう一つ、県の指導という考え方は、おやめになったほうがいい。だって、水戸是水戸スタイルの教育とか魁の教育とかいって水戸独自の教育をするんだという方針を立てているじゃないですか。県がこうだから県に逆らってはできないんだという考え方も、やっぱりそれはある程度考慮されたほうがいいのかということまで意見だけ申し上げておきます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら発言をお願いします。

田中委員。

○田中委員 まず、学校のブロック塀の件でこの間報道もされました。大阪の地震で学校のプールのブロック塀が倒壊して、小学生が下敷きになって亡くなるという大変痛ましい事件があったわけですが、このブロック塀が建築基準法に違反していたということも問題になっておりまして、水戸市でも調査したという報道もありましたけれども、どのような調査をされ、問題の箇所というのは判明しているのか、またその対処方針についてお答えいただければと思います。

○高倉委員長 埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 ただいまの委員の質問にお答えいたします。

まず、学校関係の調査に関しまして順を追って御説明させていただきます。

6月18日に大阪府北部地震が起きましたけれども、その当日でございますが、まず各学校に緊急調査という形で、ブロック塀があるかないか、ブロック塀にひび割れ等が確認されるかどうかということで、各学校の先生に確認をしていただきました。その結果に関しましては、当初の形の中で5件ほどのひび割れが確認されたということで報道関係もされている状況でございます。その後、茨城県等からの調査依頼等がございます。水戸市の学校施設課の職員及び専門の職員がブロック塀がある各学校に参りまして調査関係を進

めました。その結果、水戸市内学校施設課所管の保育所、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校におきまして、ブロック塀のある学校数が24校、ブロック塀の箇所数として43カ所、その中で現行法に不適合なブロック塀の数が18カ所、不適合の中でもひび割れ等が確認された数は18カ所のうち8カ所、それ以外に現行法には適合しておりますがひび割れ等があった箇所数が5カ所ということで、数字関係を出しております。

なお、今後の対処方法でございますが、ひび割れ等のあったブロック塀につきましては、現在業者等とも現地を確認した上ですぐさまの対応をとっておるところでございます。残り不適合の箇所に関しましても、建築課などと法的にどういう形で直したほうがいいのかの検討に入っている状況でございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 不適合が18カ所というんですけれども、具体的な学校がどこかというのは今言えますか。報道のときには、市所有のものと、学校の境界が民地との境だった場合に民有のものという場合もあって、それぞれどうするんだということになると思うんです。市のものは当然なるべく早く危険なものは撤去して安全なものを設置し直すというふうになるのかなと思うんですけれども、今おっしゃった、その不適合18カ所というのがやっぱり問題なのかなと思うんですけれども、具体的にどこの学校がというのは今言えるんでしょうか。

○高倉委員長 埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

不適合があった学校ですが、まず、幼稚園につきましては浜田幼稚園、常磐幼稚園の2園でございます。小学校につきましては、城東小学校、浜田小学校、常磐小学校、石川小学校、梅が丘小学校、鯉淵小学校、妻里小学校、内原小学校、以上9校でございます。中学校に関しましては、見川中学校、双葉台中学校、内原中学校、以上3校でございます。各学校に関しましては、箇所数が数カ所に及ぶ学校もございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そもそも論というか、今言ってもという感じもしますが、何でこんなに不適合があるんでしょう。建築基準法の基準が改定されて古いブロック塀のために満たさなくなったということなんですか。そういうことですか。そういう経過がわかるでしょうか。

○高倉委員長 埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 ただいまの御質問にお答えします。

各ブロック塀に関して設置の年月日関係、現在調査中ではございますが、法律が改正になる以前にあったものも当然のことながらあるということは認識しております。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 今出てこなかったものとして、吉田小の例を言いますと、ちょっと写真撮ってきたんですけれども、ブロック塀が学校と民地との境にあって、そこがちょっと傾いているとかひび割れがあるので、こう

いうカラーコーンで近寄らないようにというふうにされているんですけども、これは向こう側の方のものなので、水戸市のものではないということなのですが、そういうところはほかにもあるのでしょうか。今列举された学校、幼稚園、中学校以外に。つまり現実にはこっち側に倒れてくる可能性があるというものは危険性としては同じなので、その点はどうなのでしょう。

○高倉委員長 埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

先ほど申しましたのは学校施設課が所管しているブロック塀関係でございまして、今委員からお話いただいた民地のもの、お隣さんがつくったブロック塀が学校に面しているという箇所が何カ所かございます。そちらに関しましては、危険なものは、今委員さんがお話いただいたようにバリケード等を現在設置しておりますが、そこに子どもたちが入らないように立ち入り禁止の表示をしたりということで、倒れても児童、生徒に危険が及ばないようにというような対処をしております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 いや、聞いてみたらたくさん学校が該当してしまっているの、これどうするのかなと、いつまでにどうするのかなということがあって、もちろん予算もかかるし、工事やるとすれば学校の敷地に工事業者が入ったりとかいろんな影響がもちろんあるんで、今日、明日でというふうには確かにいかないかもわかりませんが、しかし、安全性を第一に考えるとすれば、やっぱり放っておけないと思うんですが、具体的に今おっしゃったような学校について、それぞれ例えばスケジュールを立てていつまでに直すよというような目標はお立てになっているのでしょうか。

○高倉委員長 埴学校施設課長。

○埴学校施設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、早急な話としまして、先ほどお話しした中のひび割れ等が確認された部分に関しましては、各学校の各箇所に業者の方と一緒に現地を確認しまして、撤去及び改修の方法に関して打ち合わせを行っているところでございます。各場所とも材料等の手配と人間の手配ができ次第、工事を進めてまいるといような形になっております。

残りの不適合と言われる部分に関しましても、再度の話になってしまいますが、建築課等と改修の方法に関して現在検討を進めているところでございます。そちらに関しましては、特に不適合と言われるもので一番大きなものが控え壁と言われるものの間隔が現在の法律では3.4メートル以下ということになっておりますが、それを若干超えるもの、3.6メートルとか4メートル間隔というようなものが幾つかございまして、そちらの対応の仕方を現在検討をしているという状況でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 数がたくさんあるんで、しかし、ああいう悲劇が起こってはならないというのは当たり前の話ですので、具体的な方針はなるべく速やかに立ててほしいなと思いますし、そのことについてはぜひ委員会にも報告されるよう希望しておきたいと思います。

ここから先は完全に民間の話ですけども、通学路の問題というのももちろんあると思うんです。3.11のときには2時過ぎでしたっけ、下校時間がかろうじてそれより早かったの、そういう悲劇は起き

なかったかもしれませんが、今回大阪の場合は朝のまさに登校時間だったということで、3.11のときも狭い歩道にブロック塀だと大谷石の壁が大分倒壊していたという現実はある、もしそれが登下校時間であれば巻き込まれたということもあり得たのかなというふうにも思うんですけども、その辺は何か調査されているのか、されているとすれば何か対処方針があるのか、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 大和学校保健給食課長。

○大和学校保健給食課長 田中委員の御質問にお答えします。

大阪府北部地震の発生後、速やかに学校長会と通学路の安全点検方法について協議をしまして、緊急点検として各学校で児童、生徒から通学路の塀などの危険かなと思われる箇所について聞き取りを行い、危険と思われる箇所について教職員が現場確認を行っております。

今後の対処法としましては、今回緊急点検で報告のあった通学路上の危険箇所につきましては、民地でありますので、現在建築指導課などと情報を共有するとともに、今後関係各課と連携して対応方法について検討してまいりたいと思います。

以上です。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 情報共有して対応方針を検討するというんですが、持ち主が理解を示して直すというふうになる場合に、当然費用がかかるという問題が出てくるんだと思うんですけども、つまり地主に対してそういうお知らせ、直してくださいよという指導をするという意味なんですか。

それと、その箇所というのは具体的に何カ所というふうにもう把握されているのでしょうか。その点もお聞かせいただきたい。

○高倉委員長 大和学校保健給食課長。

○大和学校保健給食課長 委員の質問にお答えします。

箇所数につきましては、地震直後の緊急点検による各学校からの報告の箇所につきましては、ただいま建築指導課と情報を共有しているところで、あと建築指導課にも市民からの情報が寄せられておりますので、あわせて調査を行い、今精査しているところですので、現在のところは危険箇所の件数は確定しておりません。御了承願います。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 多分相当数あるんじゃないかと想像しますが、そうすると、今学校の数がこれだけあるくらいですから、控え壁の間隔だとかを調査して、不適合だった場合に、何か例えば助成とか補助とかしてでも直してほしいというふうに話を持っていくときに、そういうことでもしなければなかなか進まないという現実になっちゃうんじゃないかなという気もしますが、そういう枠組みは何かないのでしょうか。そういうことも検討、まだそこまでいってないということなんでしょうか。ちょっとお聞かせいただきたい。

○高倉委員長 田中委員、それは民地のブロック塀のあれだから教育委員会でお答えってなかなか難しいのかなと思うんですが。

大和学校保健給食課長。

○大和学校保健給食課長 あくまで民地のことですので、今、どのように指導とかができるか、安全点検ま

で建築指導課ができるかというのはまだわからない状態ですので、検討している段階であります。

○高倉委員長 ほかにございますか。

田中委員。

○田中委員 実は質問するのも気が重いんですが、冒頭に副市長がおっしゃった生活福祉課のこの間の問題について、一つだけただしておきたいと思っています。

今回、保護費をめぐって不正な名目で支出をし、貸し付けていたということで懲戒免職になったんだけど、この間ほかのことも含めていろいろ生活福祉課をめぐって続いたわけです。ファクスいただきました。事情は概略で書かれていたんだけど、極めて不可解だなと私が思っているのは、生活保護の受給者というのは当然生活困窮者であって、貸し付けて返済できるという当てがあるとは私は思えません。それを、何かわかりませんが熱心なケースワーカーが助けてあげたいという思いで別のやり方でもって、つまり熱心さから来たのだとすれば非常にやりきれない話でありますし、だからといって特定の受給者を特別扱いしていいということにはならないというふうに思うんで、つまり、情報共有とか、例えばケースワーカーはいろんなケースを担当していると思うんですけども、処遇困難なケースも多分たくさんあるんだと思うんです。そういうときに、例えば受け持ち件数が多過ぎて、とても困ったケースについてどう対処したらいいかわからないというときに、上司に相談しやすい環境だとか先輩に聞くような、そういう環境がもしあればこういうことが起きなかったんじゃないかとも思うわけであります。

その点で、逆に言うと、そういう状態が今もあるとすればこれから起きたっておかしくないんじゃないかとも思うところあります。ですので、処遇困難な事例だとか、あるいは逆に自立支援がうまくいった事例だとかを皆が共有するようなケースカンファレンスだとか、こういう事件が続くとケースワーカーになりたい職員が減っちゃうんじゃないかと、むしろ余り行きたくないというような。市職員の中でのそういう気分がもし広がっちゃうと、またこれはまずいというふうにも私は思うわけなので、そういう、いわば生活福祉課の職員の働き方の問題というか職場環境として改善をしていく、そういう教訓にしないと、こういうことが続いたんでは非常によくないというふうに思うんで、その点の原因とか再発防止策という話をさっき副市長さんも決意を述べられていましたけれども、具体的にどういうふうにするかを決意なのかをもう少し現場の課長さんの見解を聞いておきたいと思うので、ぜひお答えいただきたいと思います。

○高倉委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

今回の事件で明らかになった問題点として全部で4つあると考えておりますけれども、まず1つ目に、現金の支給処理事務について、生活保護システムの処理で行っているものでございますが、文書上の決裁を経ずにパスワードが確認把握できていれば、その中で完結してしまって現金が支給できる状況にあったということがあります。同じく、支給処理事務について、窓口支給においては2人で対応することとしておりましたがそれが守られていなかったこと。

2つ目としまして、生活保護受給者への対応ということで、処遇困難ケース等につきましては、その上司の係長であったり査察指導員であったりが対応するというやり方をしていたんですけども、ケースワーカーにかわって対応をして、そのケースワーカーと査察指導員との間で情報共有がうまく図れていなかった

という点も問題点としてあると思っております。

続いて、職員のコンプライアンスの欠如、あとは公金の取り扱いの甘さがあったこと、あと、組織について経験豊富なベテラン職員を信頼していたことから、管理監督者による指揮監督が徹底されていなかったという点に問題点があると思っております。

改善・防止策として、現金支給についてはシステムの権限の明確な分離をするということと、2人対応での窓口支給を、技術的に必ずそれができないようなやり方をしていくということで、こちらについては既に改善を図らせていただいたところです。

先ほどお話のあったように情報共有化と処遇困難ケースを抱えているケースワーカー職員等の対応として、当然組織全体として図っていかなくちゃ、やっぱりいけないものと思っておりますので、そういった場合のマニュアルを作成するとか、あとは、今日事務改善再構築委員会というものを立ち上げさせていただくわけでございますけれども、その中で組織面の部分とか予算執行の面、あとは生活保護受給者への対応ということで協議を図っていくとともに、現在のケースワーカーの中で抱えている問題とかもアンケートをとりながら実態把握に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 現場の職員の方々はこの事件が続く中で、実際にはこの事件の問題も通じて受給者からいろいろ言われることも現実は起きているんだと思うんです。そういう不公平なことをやるのかみたいなことも含めて。そうすると、非常にきつい現場に今なっているんじゃないかなと想像いたします。そうすると、やはりなおさら上司や先輩、若いケースワーカーをきちんと処遇できるような支えを、やっぱり職場全体でしないとならない時期でもあるのかなというふうに思うんです。ですので、受け持ち件数だけでなくそれぞれのケースの特徴に応じて、やっぱり情報共有したりとかそういう問題が起きないように、問題が起きそうなきにはすぐに相談できるような、そういう環境を整えるようにぜひ努力していただきたいということを要望して終わりたいと思います。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

小泉委員。

○小泉委員 すみません、ちょっと時期的な話なんですけれども、子ども会関連に絡むんですけれども、球技大会が多分先週の日曜日、また今週の日曜日に行われたと思うんですけれども、各小学校区単位でそれぞれ行っていると思うんですけれども、球技大会が行えている小学校と逆に行えていない小学校があるのかというのを、ちょっと実情を教えてくださいたいんですけれども。

○高倉委員長 大澤生涯学習課長。

○大澤生涯学習課長 現在、球技大会の予選大会が開催されておる状況でございますが、現在ソフトボールにつきましては、市の大会に出るチームが5学区でございます。それから、ドッジボールにつきましては、21学区において予選大会が終了して出る予定とされております。現在、まだ未定というところが2学区ほどございます。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 すみません、その未定というのはドッジボールに関して未定ということですか。

○高倉委員長 大澤生涯学習課長。

○大澤生涯学習課長 未定につきましては、ドッジボールとソフトボール両方でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 あと、球技大会はもう全ての学区ごとに行えているということですか。

○高倉委員長 大澤生涯学習課長。

○大澤生涯学習課長 子ども会のチームの編成等ができない状況の学区もございまして、全ての学区が出られるという状況ではございません。出られない学区数につきましては現在8学区ほどございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 その8学区では、球技大会自体が行われていないということですか。

○高倉委員長 大澤生涯学習課長。

○大澤生涯学習課長 はい。チームが組めない状況にございまして、地区予選等も開けない状況にございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 ちょっと数点聞きたいんですけども、球技大会の種目としてはソフトボールとドッジボール以外はあるんですって。

○高倉委員長 大澤生涯学習課長。

○大澤生涯学習課長 ソフトボールとドッジボールの2種目でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 そのうち、球技大会を行えていない8つの学区のうち、単一子ども会を設けているところと、あと何も設けていない学校もあるんですか。

○高倉委員長 大澤生涯学習課長。

○大澤生涯学習課長 学区一本化の子ども会と単位の子どもの会と両方ございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 堀原小なんかは学区全体で単一という形にしてやっているんだと思うんですけども、そこでお伺いしたいのが、例えば球技大会の種目を見直したりとか、新しいものを取り入れたりとか、そういった考えというのはないんですか。

○高倉委員長 大澤生涯学習課長。

○大澤生涯学習課長 ドッジボールに関しては継続実施という方針が例年打ち出されておりますが、ソフトボールにつきましては、年々、市の大会への参加チーム数が減少しております。昨年度も市の子ども会育成連合会の中で検討はされましたが、出場している学区等からの強い希望、要望もございまして、今年度も同様に開催していくということでございますが、今後子ども会育成連合会の中でも検討されるべき問題、課題でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 市子連に主導してやっていただいているということですから、そこの連携というのも、尊重しながらやっていくところがあると思うんですけれども、やはり目を向けなくてはならないのは、本質としてやはり子どもたちが、例えば子ども会に入って活発に活動を行いたいと思っているけれども、その他の子どもたちの数が少なく、種目に出られないとかチームが組めないとか、また子ども会自体の活動が活発でないとかという形が非常に残念な現況になっているんだと思います。これはもう以前から懸念されているところなんですけれども、そういったときにやはり球技大会に関しても、例えば今、水戸市にあるプロスポーツの競技でいっただけなら以前からあるホーリーホックのサッカーと、あとロボットのバスケットボールが今頑張ってもらっていますけれども、それであれば男女混合でもチームを組めますし、また5人でフィールドキーパーを入れてもそうなんですけれども、5人でどちらの競技も行えると。またサッカーに関しては入れかえも自由という割とルールも簡単だったりというのものもあるんですけれども、ぜひ両クラブとも地域貢献、地域活動とかもしていただいたり、学校の挨拶運動に出てもらったりいろいろやっていただいている中で、やはり水戸市の子どもたちが一度は水戸にあるそれぞれのプロスポーツ競技を行ったことがあるという何か機会を設けてもいいんじゃないかなと思うので、今、市子連でやっていただいている方々はそれぞれに気概を持って一生懸命継続してやっていただいている方々なので、その方々から別にソフトボールを奪うとかそういう話ではなくて、新たな提案、選択肢の一つとしてそういった競技を御紹介とか推奨するとかというのも行ってもいいんじゃないかなというふうにも思います。今のは意見でいいんですけれども。

実は今の話は、僕が議員になって7年前に一般質問か何かでやった話なんですけれども、その後何も改善が見られなかったんでちょっと質問させていただきました。

あと、やはり子ども会問題というのがやはり顕著にもうあらわれているところだと思うんですけれども、今後の方針で何度かお伺いしたりもしていますけれども、加入を促進するのか、今の形を継続するのか、そういうところというのは何か新たな方策、考えというのはありますか。

○高倉委員長 大澤生涯学習課長。

○大澤生涯学習課長 現在、今年度につきまして市の子ども会育成連合会におきましても、加入の特典、あるいは加入のメリット等を打ち出した事業で、子ども会体験学習会などを少年自然の家で開いております。今後も子ども会育成連合会と手を携えまして、加入促進に向けたPR活動の展開、あるいは小学校等の御支援もいただきながら、立て直し等を図っていきたくと考えております。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 その少年自然の家で行った体験学習等々というのは、参加者はどのぐらいいたんですか。

○高倉委員長 大澤生涯学習課長。

○大澤生涯学習課長 子どもが200名で、親子で約300名でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 これもそれぞれの子ども会に加入している人が応募の条件であって、それ以外の方はだめなんですわね。

○高倉委員長 大澤生涯学習課長。

○大澤生涯学習課長 このときの参加対象としましては、子ども会に入会している方、あるいは子ども会に

入りたい、希望しているという方も対象としまして当日参加していただきました。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 そういった新たな取り組みをされて、またそれだけの数が参加していただいているというのを聞くと、いろいろと試行錯誤して取り組んでいただいているんだなというふうにも思うので、ぜひそういった新しい角度で、学区単位がもう難しいのであればやはり全体で施していくというのも必要だと思いますし、あとは今まで子ども会で取り扱ったことがないような案件というか、例えば私も木本委員も所属していますけれども、商工会議所の青年部ではジュニアエコノミーカレッジというような名称で各小学校に募集をして、もう定員が本当にオーバーしているんです。みずから子どもたちが会社を起業して計画を立てて。売り上げが上がったものに関しては納税までするという一連のスキームが大変評価をいただいている、子どもたちも社会体験もできるということがあるので、例えばそういったものも子ども会に取り入れるとかしていくのも一つなんじゃないかな。そうすれば親もやっぱりこういうのを経験させたいなというふうにもなると思うので、ぜひ積極的に新たな取り組みをしていただきたいと思いますので、それはもう意見で結構でございます。

以上です。

○高倉委員長 そのほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 今の子ども会については、社会教育委員会議の中でも子ども会の活性化についてどうすればいいのかという論議をしている最中でありまして、基本的には役員が回ってこなれば子ども会に参加したいんです、皆さん。要はその取りまとめを誰がやるかということになると皆さんちょっと二の足を踏んじゃうということなので、かねてから言っていたように学校単位で子ども会をつくって、PTA活動の中の一環として子ども会活動をすべきじゃないかというようなことを申し上げておりましたので、小泉委員の意見とあわせて私も意見だけ申し上げます。

せっかく今日消防本部さんが来ていて、まだ消防さんの発言がないのでお伺いしたいんですが、AEDの件でございますけれども、AEDは今年度の予算でドローンと一緒に予算をとらせていただいて、セブンイレブンさんを通じて講習会をやって、そしてAEDの普及または市民への啓発、または緊急時の対応、こういったものをしていくんだというふうなお話でやっていただきました。

現在、その予算が消化されて3カ月、4カ月になるところでありますけれども、現在の状況、もしくは何か、もう配備は終わったんでしょうか。

○高倉委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 ただいまの委員の御質問についてお答えします。

セブンイレブンのAED設置につきましては、まず6月15日に包括連携協定を締結いたしました。その後、AEDの勉強会ということで店長さんを含め本部の方約30名程度にAEDの使用方法を勉強いただきました。その後、6月20日と29日にAEDの講習会を1時間程度北消防署で実施を予定しました。結果的にはどちらも講習には来ていただけなかった状況でございます。

こういった以前にも委員さんから御指摘いただきました、バイト的な働き方の時間のとり方というのは大

変難しいということを改めて感じました。今後におきましては、もうちょっと水戸市の地区を細分化して、近くで講習会をやれるような進め方をしたいと考えております。

あと、AEDの設置につきましては、現在機種を選定しまして、8月末までには契約を完了して、10月には設置していきたいというふうに考えております。

教育につきましては、設置前も設置後も引き続き使えるように努力しまいたいと考えております。

以上です。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、まだリースの契約はしていないのですか、していないのね、それが8月末ということ。10月末には設置可能ということですよ。

要は、6月15日に30名というのはどんな人が来たんですか。先ほど店長とかという話だけれども、実際にお店に出ている方が来たんですか、それともオーナーが来ているんですか。

○高倉委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 ただいまの委員の御質問についてお答えします。

実際に出ているかどうかということろまでは、申しわけございません、把握はしておりませんが、協定時に店長が来ていまして、その後に実施したものですから、実際に出ているかどうかまではちょっと把握しておりませんが、店長20名と、あと本部の方が10名程度参加されました。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 この30名というのは協定締結のときに顔合わせで来ただけの人なのですか。さっき講習を何か実施、ここの人にも実施したみたいな話があったんだけど、そうじゃなくて、要は水戸市と協定しましょうねと。AEDについてはセブンイレブンさんに当面こういうふうな形でお願いしますねということで、水戸市全体のセブンイレブンがどのぐらいあって、そして、この15日に来たのは20店ぐらいだとすれば、当面20店なのですか、配置は。そして、この店長さん方は、要するにこのときに講習も何もしていないで、ああそうですかと言って帰っただけなんですか。

○高倉委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 ただいまの委員の御質問についてお答えします。

私の説明不足で申しわけございませんでした。

今お話したとおり20名の店長さんが協定に参加していただいて、それが終わった後の流れでAEDの講習会をその20名の方に講習をいたしました。あわせて、そのときに本部の方も来ていましたので、本部の方にもAEDの使い方を講習いたしました。

セブンイレブンにつきましては、現在市内で60店舗ございます。そのうちの20人がAEDの講習を、店長さんが終えたということでございますが、基本的にはAEDの設置は60店舗にしまいたいと考えております。残りの40店舗を含めた従業員さんには引き続き機会を捉えて講習をしていきたいというふうに考えております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、今10月末に設置するというのは20店舗ですか。60店舗やるのね。

この間来た人で店長が20人いて、本部が10人いたんで合わせて30名の方には講習やりましたよ。今度は実際にお店にいる人を対象に講習をやったらばゼロだったということだよ。これについては、協定を結んで講習をやっていた店長さん方は、何か参加させるとか参加要請したとかという事実はあるのですか。要するに、講習をやりました。20名の店長さんが来ました、講習しましたよ、いいですねと帰っていったかどうかはわからない。だけれども、この方たちのところからも1名も来ていないということですか。2日間やってゼロということは。

そうすると、この選択自体が間違っちゃったんじゃないの。要するに、この間から言っているように働き方改革でどんなふうにもここも変わっていくのかわからないけれども、よりシビアになっていくよね。残業はやるんじゃない、多く働くんじゃないという時代だから。そうすると、結局この人たちはパートさんという形からすれば社会保険に未加入でもいい範囲でしか、恐らくセブンイレブンなんかでは働かないと思うんだ。そうすると、次から次へ回っていかなくちゃならない。そういう中でこの講習会を、例えば24時間やるとすれば3交代、セブンイレブンだから7時から1時までではないよね、今、夜遅くまでやっているよね。そうすると、この方たちに使い方を周知徹底するというのは至難のわざだと思うんです。この辺については何か秘策があるんですか。

○高倉委員長 石田救急課長。

○石田救急課長 ただいまの御質問についてお答えします。

2日間やまして講習の難しさを改めて知りました。

60店舗につきましては、今後私どもが店舗に出向いて短い時間ではございますが、こういったAEDの機種をつけていきますよという案内と、そのときの使い方をわかりやすくしたフローのものをお見せして、できる限り説明していきたいと考えております。

また、今回AEDの機種を選択するに当たりまして、AEDは音声のガイドラインという案内がついています。今回はそれに加えて本体に液晶画面がついておるものを選択して、音声とあわせて液晶がイラストが連動するような機種を選択しました。ですので、見て聞いてわかるようなAEDを選択して設置するというような工夫もしました。ですので、使い方を徹底するのも確かに難しいとは考えておりますが、今後店舗等に出向いたり、店舗の近くで講習会をしたり、あとは店舗からの聞き取りをして、やれるような時間を考慮しまして対応してまいりたいと考えております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 努力していることはよくわかるんだけど、結果的にこれだけの予算を使って各店舗に配置する。5年間協力をいただく、そしてこれからローソン、ミニストップ、ファミマ、そういうところにもどんどん広げていくんだと、こういうふうな答弁でしたよね。そうすると、今回この契約のときに来てくれた20店舗の店長さんのところから1名も来ないという、そこが問題だと思うんだ。要は、本部の人が10人来ました、セブンイレブンの店長さんが20人来ました、講習を受けていきました。ここまでは順調だと思うんです。ただ、要は私が言いたいのは、20人の店長が講習受けていたら、そこからせめて5人や10人は参加していただけるということが協定なんじゃないのですか。この考えに至ったところが余りにも安直過ぎるんじゃないかと。逆に言えば店舗がいっぱいあるからセブンイレブンならいいべと、こういうこ

とでやったということなのかなと、安直に。セブンイレブンというのはどういう場所なんだという理解が非常になかったために、こんな結果になっちゃったと。

これから先、例えば出向いて行ってやるといっても60店舗だよ。セブンイレブンって市内に何店舗あるんだかわからないけれども、ミニストップとかローソンとかいろんなコンビニまで入れると、恐らく200店舗ぐらいあるんじゃないかと思うんだ。ここに、例えば一軒一軒お邪魔をして、すみません、時間とっていただけますかなんてことは不可能だよ。現実の問題。この辺については一軒一軒回るといのは言葉の上では大変丁寧なやり方かも知れないけれども、相手はぎりぎりで行っているから。店舗に出る人はぎりぎりなんです、今。余剰人員がバックヤードにいて、それでお茶飲んでいるというお店はどこにもないのよ。そうすると、そんなところへ出て行って今から講習会やりますよなんて言ったって誰も話聞いてくれない状況だと思うんです。

今、課長さんがおっしゃるように、デジタルになって絵が出てしゃべるから大丈夫だろうという考え方があるとすれば、皆さんは救急救命、もしくは常時こういう仕事に携わっているからそれはおできになる。だけれども、ずぶの素人がAEDを広げて、その機械に入っている袋のあけ方もわからないのに、ああでもない、こうでもないと言われたって現実にはなかなかわからないです。

だから、その辺をやっぱりもう少し導入時期に考えるべきだし、導入してせつかくこれから60店舗、80店舗、100店舗とふやしていくとすれば、どんなふうに周知徹底していくのか、こちら辺についてはやっぱり相当お考えをいただかないと。この間ドローンの話もしましたけれども、ただ単に思いつきでそうになっちゃうのではなくて、やっぱりそれをやる時にはどういう環境の中の人にどんなふうに頼むのか、そしてそれが果たしてできるのか、できないのかという判断をきちんとして、そしてやっていただかないと非常に難しいと思うんです。

今、AEDの話になったんで、これは今特別養護老人ホームとか障害者施設にはほとんど入っているんですか。

いや、ちょっと急な質問して申しわけない。

要は、何を言いたいかという、災害のときに災害協定の中には特別養護老人ホームや障害者施設を含めて社会福祉法人のところは緊急避難ということで水戸市がお願いしていますよね。そうすると、逆に言えば、そんなわからないところに使うんだとしたら、そういうところをお願いをして、そして緊急に被災者が集まってくるんですから。当然ながら震度6弱の発生確率が81%、全国で第3位の危険度があるよと言われている水戸市とすれば、逆に言ったらそういうところの活用をさらに推進すべきなんではないですか。消防はどこまでやるんだかよくわからないけれども、その辺も福祉のほうは意見で言っておきます。

それから、今の消防についてはこれから先どうするのですか。この60店舗でやめるのですか、それとも計画どおりにローソン、ミニストップ含めてやるのですか。やるときにこの使用の方法については改善しないともっとハードになっちゃいますから。もう人がいないんだから。今お店に行くとわかるけれども、外国の方でパートでお勤めされている方って結構いますよね。日本語を流暢に話しますから商売のお手伝いはできるんだというふうにも思いますけれども、そういう状況の中で今後どんなふうに考えていくのか。それとも、今言ったとおり、出向いて行って時間を割いてもらって講習をすれば何とかなるんだという考え方でこ

れから進めていくのか。それとも、拠点型AEDみたいな形である程度のブロックのお店をお願いして置いていくというような方針に変えるのか。その辺については今、考え方がございますか。

○高倉委員長 根本消防長。

○根本消防長 ただいま御質問のありましたAEDの設置でございますけれども、基本的には今回設置に至りました経緯というのは、24時間使用できるということで店舗としても営業しているようなところ、それからまた道路沿いに点在しているところ。それで、水戸市ではコンビニエンスに行けばAEDが設置されていると、こういうような状況にしたいというふうに考えておりますので、現在のところは市内コンビニ全店舗に設置していきたいと考えております。

ただ、先ほど来ありましたように、設置してもそこで使用するときに補助なり、また使用方法を指導できる者がいないということは、効果を出していくのには問題があると思っておりますので、従業員に対する教育というか研修、そういうのも実施していかなければならないと思っております。まずは、この協定のときにおいでいただいた、講習を受けていただいたということは、もうこの協定のときに、その日の流れということで協定後に講習は実施しますということでお知らせしておりましたので、それをわかって参加していただいた店長さん方であったと考えております。

ただ、私どものほうでその後を設定いたしました講習会については、実績として確かに想定したものと違っておりましたので、さらに参加しやすいような方法をとっていきたいと思っております。具体的には、例えばその店舗が集まるような研修会であるとか店長会議とか、そういう機会も活用しながらこのAEDの使用法についての講習を実施していきたいと考えております。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 消防長が今答えたんでこれ以上言うつもりはないんですが、今お答えになった状況の中で、結果的にこのAEDが利用されるか、されないかというところが大きな課題だというふうに思っております。

これについては、まずセブンイレブンさん含めて今、中小企業、それから商売をやっている零細企業を含めてなかなか従業員さんが安定的に固定しない。役所の場合にはやめる人はいないんで、どんなことがあっても配置転換とか何かということで済んじゃうんです。ところが、やっぱりこのセブンイレブンさんも含めてローソン、ミニストップ、我々の中小企業の中ではなかなか職員の定着というのが非常に難しい。恐らくセブンイレブンさんなんかの状況を見ても日がわりです。今月いたけれども来月いない。こういう人をいかにつなぎとめながら、人を24時間張りつけていくかということに店長さん、営業者、もしくはオーナーはもうそれだけで頭いっぱいだよ。そういう中であって、消防長さんがおっしゃったように、このために30分かかる、1時間かかる、こういう時間を割いて、そしていつやめるんだかわからない人に延々と講習会を続けていくということになると、これは1つの店舗に何人ぐらい講習者をふやそうという基本的な考え方がおありになるのかどうかわかりませんが、これは私が今想定しているのは全く不可能です。5年も10年も勤めている人はほとんどいない。そういう方がおいでになったら店長か何かになっちゃう。もう3年、5年たつてほどほど成績がよければ店長さんぐらいになっちゃいますから。

だから、そういうふうな状況の中で、このAEDに対して200店舗の予算、幾らでリースするんだかわかりませんが、1つ1カ月3,000円、5,000円ぐらいでリースするんだと思うんです。そうす

ると年間には1店舗当たり5万円ぐらいかかる。こういう予算をいかに有効に使うかというのは、講習会をやるのかやらないのか、そして、何か被害がありました、どうしてもAEDを使いますよというときに、置いてあるけれども使い方がわからないなんていうことになっちゃったときの批判のほうが物すごく大きいので。だから、ここはある程度の英断を持って、やっぱりある程度予算の費用対効果ということを考えながら、この事業については進めていったほうがいいのか。

僕はゼロということがよく理解できないんだよね。だって店長が20人も来て、水戸市さんとかこういうことをやりましょうと言っていたら、大体店長は義理で1人ぐらい出すと思うんだ、僕らの感覚は。ここも得られなかったというところに、今度のAEDの配置の問題はちょっとミスマッチがあるんじゃないかなと、このように思いますので、これからなかなか税収が上がらない、そして高齢者がふえる、いわゆる介護費用も抑えようという国の方針もある。こういう中で、やっぱり予算の使い方ということにもちょっと課題があるんじゃないかと。だからしっかり成果が上がるように、やるんならばお進めいただきたい。ある程度の成果が上がった時点でまたお伺いしますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件について終わります。

それでは、以上をもちまして、文教福祉委員会を散会いたします。

大変にお疲れさまでした。

午前11時52分 散会